

島根県奨学金返還助成制度取扱要綱
(中山間地域・離島での資格取得促進事業)

(趣旨)

第1条 中山間地域・離島の生活基盤を支える人材の確保と産業・企業の維持を図るために、公益財団法人島根県育英会の各貸与規程に規定する島根県奨学金返還助成制度(以下「返還助成制度」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を含む。)大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程又は高等課程)、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)をいう
- (2) 奨学金等 公益財団法人島根県育英会奨学金、就学資金又は高等学校等奨学資金及び独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金をいう。
- (3) 中山間地域・離島 島根県内の次に掲げる地域をいう。
 - ア 島根県中山間地域活性化基本条例(平成11年島根県条例第24号)第2条に規定する中山間地域(平成28年10月14日時点で該当する地域を含む。)
 - イ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域として指定された地域
 - ウ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

(助成対象者の要件)

第3条 返還助成制度により奨学金の返還額の全部又は一部の助成の対象となる人(以下「助成対象者」という。)は、次の(1)から(2)のいずれかの要件(以下「助成要件」という。)に該当する人とする。

- (1) 各募集年度の4月1日時点で、大学等の最終学年に在学する人のうち、次のアからウの要件をすべて満たす人
 - ア 各募集年度の10月1日時点で、奨学金等の貸与を現に受けている人又は過去に受けたことのある人
 - イ 大学等を卒業し、卒業の翌年度4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に所在する事業所等(事業所等を置く企業等は、個人事業主を含み、国又は地方公共団体を除く。)に就業予定の人
 - ウ 別に定める国家資格等を、就業後の実務経験を経て取得予定の人又は在学中に取得した人
- (2) 大学等の既卒者のうち、次のアからウの要件をすべて満たす人

- ア 在学中に奨学金等の貸与を現に受けていた人であり、返還残高がありかつ滞納額がない人
- イ 申請日時時点で県外在住であり、各募集年度の翌年度の4月末日までに島根県内の中山間地域・離島に所在する事業所等（事業所等を置く企業等は、個人事業主を含み、国又は地方公共団体を除く。）に就業予定の人
- ウ 別に定める国家資格等を、就業後の実務経験を経て取得予定の人又は取得した人

（助成額及び期間）

第4条 助成対象者が貸与を受けた奨学金等のうち次の各号のいずれか1校（以下「対象校」という。）に係る返還総額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。）を助成の対象とし、対象校の最短修業年限に応じて別表に定める助成額の上限を返還総額が超える場合は、助成額上限を助成対象額とする。

- (1) 高等学校、専修学校高等課程又は高等専門学校(1～3年生)
- (2) 大学（短期大学を含み、6年生学科を除く。）、高等専門学校(4,5年生及び専攻科)又は専修学校専門課程
- (3) 大学（6年生学科に限る）又は大学院

2 助成の対象となる期間は、奨学金等の実際の返還期間にかかわらず、対象校に応じて別表の助成期間のとおりとする。

3 助成期間は奨学金等の返還を開始した月から起算する。ただし、返還を開始している場合は、認定年度の4月から起算するものとする。

4 助成額は月単位で算定し、助成対象額を助成期間月数で除した額（100円未満の端数が生じる場合は切り上げ、残額が生じなくなった場合は第2項にかかわらず助成期間が終了したものとして扱う。）を助成月額とする。

（返還助成制度の申請）

第5条 島根県奨学金返還助成制度の助成金（以下、「助成金」という。）交付を受けようとする人（以下「申請者」という。）は、奨学金等の貸与を受けた大学等に応じて次に掲げる各募集年度の10月1日から1月31日（土曜日または日曜日に当たるときはその前日または前々日。）までの間に、島根県奨学金返還助成制度認定申請書（様式1）（以下「認定申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校又は専修学校高等課程の場合 平成29年度から平成33年度まで
- (2) 大学（短期大学を含み、6年生学科を除く。）、高等専門学校又は専修学校専門課程の場合 平成29年度から平成34年度まで
- (3) 大学（6年生学科に限る。）又は大学院の場合 平成29年度から平成36年度まで

2 前項の規定により提出する認定申請書には、申請者は(1)から(2)のいずれかの書類を添付しなければならない。

- (1) 各募集年度の4月1日時点で、大学等の最終学年に在学する人
 - ア 在学校の卒業見込証明書の写し
 - イ 就業企業等の内定通知書の写し
 - ウ 申請者本人の住民票抄本の写し（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ）
 - エ 貸与額通知書（直近分）の写し又は返還総額のわかる書類等（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ）
 - オ 合格証の写し又は資格者証の写し（在学中に資格取得した人のみ）
- (2) 大学等の既卒の人
 - ア 卒業証明書の写し
 - イ 就職企業等の内定通知書の写し又は健康保険証の写し
 - ウ 申請者本人の住民票抄本の写し（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ）
 - エ 貸与額通知書（直近分）の写し又は返還総額のわかる書類等かつ申請日時点での返還残高のわかる資料（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用者のみ）
 - オ 合格証の写し又は資格者証の写し

（助成対象者の審査、選考及び内定）

第6条 助成対象者の審査及び選考は、前条の規定に基づき提出された書類をもとに、島根県にて行い、審査及び選考の結果が島根県から通知され次第、理事長は、助成対象者を内定し、各申請者に内定の可否を通知するものとする。

2 前項により返還助成制度の対象者として内定した人（以下、「内定者」という。）は、申請翌年度の8月中に、次のいずれかの各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 各募集年度の4月1日時点で、大学等の最終学年に在学する人
 - ア 現況（異動）報告書（様式2）
 - イ 卒業証明書の写し
 - ウ 健康保険証の写し
 - エ 貸与奨学金返還確認票の写し（助成対象奨学金が（独）日本学生支援機構の人のみ）
- (2) 大学等の既卒の人
 - ア 現況（異動）報告書（様式2）
 - イ 健康保険証の写し
 - ウ 認定年度の4月1日時点の返還残高のわかる書類（助成対象奨学金が（独）日本学生支援機構の人のみ）

3 第1項により内定者として通知を受けた人であっても次の各号に該当する場合は、内定を取り消すものとする。

- (1) 申請時に提出された書類等に虚偽の記載、内容が確認されたとき

- (2) 前項各号に掲げる書類の提出がないとき
- (3) 前項各号に掲げる書類を確認した結果、助成要件を満たしていないことが判明したとき
- (4) その他、事業の目的に照らして助成対象者としてふさわしくないと認められるとき

(助成対象者の認定)

第7条 理事長は、前項により提出された書類をもとに助成要件をすべて満たしていることを確認した後、助成対象者として認定し、内定者に認定の可否を通知する。

(現況報告書の提出)

第8条 前条により助成対象者として認定された人は、次の各号に定めるとおり、現況（異動）報告書（様式2）（以下、「現況報告書」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 公益財団法人島根県育英会奨学金、就学資金又は高等学校等奨学資金 助成対象者として認定された年度（以下、「認定初年度」という。）の翌年度から助成が終了するまで毎年度5月と11月
 - (2) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金 認定初年度の翌年度から助成が終了するまで毎年度5月
- 2 助成対象者は、前項に規定する現況報告書記載事項である資格取得状況について、取得済として現況報告書を提出する場合、合格証又は資格者証の写し等取得を証する書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定に関わらず、第2条第3号に規定する就業先の事業所等の所在地について転勤、離職等により変更が生じた場合は、その都度、遅滞なく現況報告書を提出するものとする。

(助成要件の確認、助成金の支給)

第9条 前条により提出された現況報告書等をもとに助成要件を満たしている助成対象者に対してのみ、第4条第4項により算定した助成額を支給する。

- 2 助成金の支給方法については、次の各号とおりとす。
- (1) 助成対象奨学金が公益財団法人島根県育英会の奨学金等については、返還額と助成額を相殺することを原則とする。ただし、返還期間と助成期間が一致しない場合を踏まえ、当該年度の返還を確認した後、当該年度分の助成金を翌年度に一括して支給することができるものとする。
 - (2) 助成対象奨学金が独立行政法人日本学生支援機構の奨学金については、認定初年度の翌年度以降毎年度4月に、奨学金返還報告書（様式3）（以下「返還報告書」という。）を

理事長に提出しなければならない。助成対象者から提出された前年度の返還額を確認した後、前年度の返還額に該当する助成金を当年度に一括して支給する。

- 3 前項第2号に規定する返還報告書を提出する場合は、独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書を添付しなければならない。

(支給停止及び再開)

第10条 助成対象者が転勤、離職等の事由により、本助成制度の助成要件を満たさなくなった場合は、助成要件を満たさない事由が発生した日の属する月の翌月まで助成金の支給を行い、翌々月から支給を停止する。ただし、転勤、再就職など助成要件を再び満たすこととなった場合は、現況報告書等を提出することにより、助成期間中に限り、その報告があった日の属する月の翌月から助成金の支給を再開することができる。

- 2 第3条第1号又は第2号に規定する国家資格等の取得状況については、前項の規定にかかわらず年度単位で判定することとし、実務経験期間満了予定日が属する年度の翌年度まで資格取得の猶予期間として、資格取得結果を問わず助成要件を満たしているものとして扱う。猶予期間満了後は、各年度の初日に国家資格等が未取得の場合は、その年度の助成金の支給を停止する。ただし、国家資格等の再受験による合格等により助成要件を再び満たすこととなった場合は、現況報告書等を提出することにより、助成期間中に限り、その報告があった日の属する年度の翌年度から助成金の支給を再開することができる。

(国家資格等の変更)

第11条 助成対象者が、やむを得ず取得予定の国家資格等の変更を希望する場合は、島根県奨学金返還助成制度国家資格等変更申請書(様式4)(以下、「変更申請書」という。)に必要書類を添付した上、理事長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する変更申請書が提出された場合、理事長は、変更が止むを得ないと認められる場合に限り、島根県に変更の可否について審査を依頼する。
- 3 理事長は、前項の審査の結果、変更を可とする通知を受けた助成対象者について、国家資格等の変更を承認するものとする。
- 4 前項の承認を受けた助成対象者の資格取得に係る猶予期間等の取扱は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 資格取得の猶予期間の起算日は、変更前の起算日とする。
 - (2) 実務経験期間満了予定日は、変更により実務経験期間が短縮又は延長した場合は変更前との差の期間分を繰上げ又は延期した上で、猶予期間を再設定する。ただし、この変更承認以前に猶予期間が満了していたこととなる場合の繰上げによる再設定は行わない。

(認定の取り消し)

第12条 助成対象者が次の各号に該当する場合は、返還助成制度の認定を取り消すものと

する。

(1) 助成対象者から島根県奨学金返還助成制度対象者認定取消申請書（様式5）により、認定取り消し申請があった場合

(2) 助成対象者が次のいずれかに該当する場合

ア 現況報告書の提出がないとき

イ 返還すべき奨学金等を滞納しているとき

ウ 助成対象者から提出のあった書類等に虚偽の記載があり、助成要件を満たしていないことが判明したとき

エ その他、事業の目的に照らして助成対象者としてふさわしくないと補助事業者が認めるとき

2 理事長は、前条による認定の取り消しを行った人のうち、助成要件を満たさず助成金を受給した人に対し、助成要件を満たさず支給した助成金の全額を一括返還するよう文書で請求することができる。

（その他）

第13条 理事長は、この取扱要綱に定めるもののほか、必要事項については別に定めることができるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象校（奨学金等の貸与を受けた学校）	最短修業年限	助成上限額	助成期間（年数・月数）	助成上限月額 （端数処理後）
高等学校、専修学校高等課程 又は高等専門学校（1～3年生）	1年	288,000円	9年間・108か月	2,700円
	2年	576,000円		5,400円
	3年	864,000円		8,000円
大学（短期大学を含む、6年生学科を除く。）、高等専門学校（4,5年生及び専攻科）又は専修学校専門課程	1年	720,000円	12年間・144か月	5,000円
	2年	1,440,000円		10,000円
	3年	2,160,000円		15,000円
	4年以上	2,880,000円		20,000円
大学（6年生学科に限る。）又は大学院	1年	720,000円	12年間・144か月	5,000円
	2年	1,440,000円		10,000円
	3年	2,160,000円		15,000円
	4年以上	2,880,000円		20,000円